

札幌市
保育士修学資金貸付

申込みのしおり

目 次

1 制度概要	2
2 申込みについて	3
3 貸付決定・交付について	5
4 修学資金に関する手続一覧	6
5 注意事項	8
6 返還免除対象となる施設（「従事先施設等」）一覧	9
7 保育士修学資金 各種様式（様式第1号～第25号） ...	10

※様式は、ページ番号を消して複写したものを使用してください。
（本会、ホームページからもダウンロードができます）

修学生の覚え書（必ず記入してください）

決定番号	_____
氏 名	_____
借受期間	年 月 から 年 月まで
借受月額	円（上限は50,000円）
入学・就職準備金	円（上限はそれぞれ200,000円）
借受総額	円
連帯保証人	
住 所 〒	_____
氏 名	電話番号

1 制度概要

(1) 趣旨

指定保育士養成施設（以下、「養成施設」という）に在学中、もしくは新年度から入学予定の方（高等学校在学中の方）に、修学資金を貸付けて、養成施設への入学やその後の就職を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

(2) 貸付内容

貸付額 (単位:千円)	修学資金	月額 50,000 円以内(総額 120 万円以内)
	入学・就職準備金	各 200,000 円以内
貸付期間	2年間を限度とする。	
利子	無利子	
交付	分割交付：6か月ごと ①4月交付(4～9月) ②10月交付(10～3月)	

※入学準備金または就職準備金のみの貸付はできません。

※養成施設の在學生は入学準備金の申込みはできません。

(3) 返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、札幌市内（以下、「市内」という）の指定施設（以下、「保育所等」という）において、週20時間以上勤務で5年間（中高年離職者(※)の場合は3年間）継続して保育の業務等に従事した場合

※中高年離職者・・・養成施設入学時点において45歳以上で、かつ離職して2年以内の方

(4) 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ① 養成施設卒業後、1年以内に保育士登録を行い、市内の保育所等において保育の業務に従事しているとき（5年を限度とする）
- ② 修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき（正規の修学期間を限度とする）
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき（2年を限度とする）

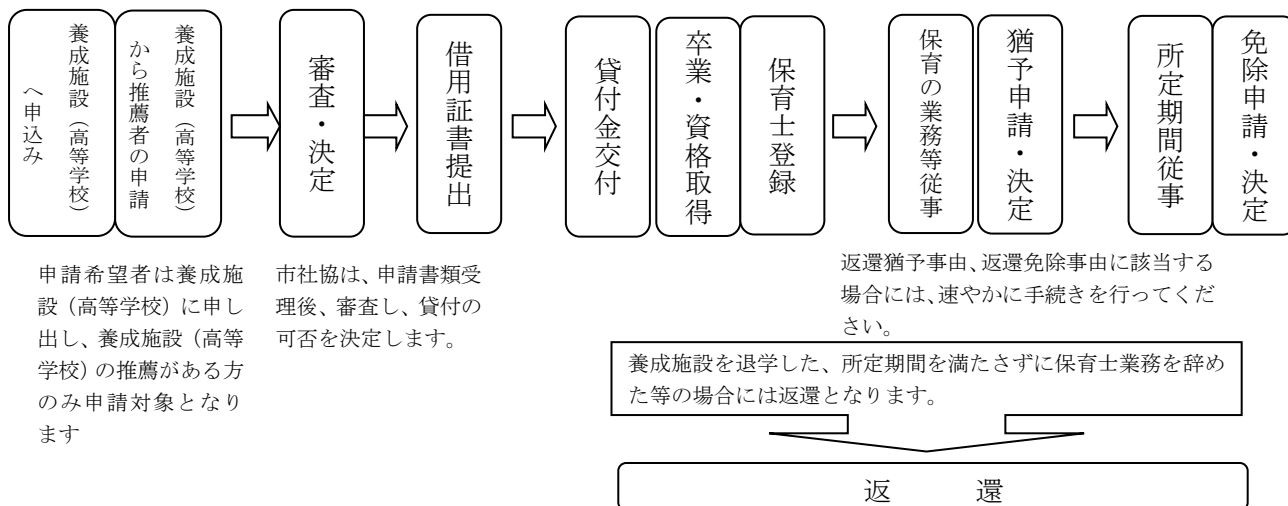
(5) 返還

返還期間	4年以内（貸付期間の2倍に相当する期間）
返還方法	月賦または半年賦の均等払い（繰上返還も可）
延滞利子	返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

(6) 申込み及び貸付決定

在学する養成施設の長、もしくは高等学校長から推薦を受けられた方のみ、養成施設、もしくは高等学校を經由して、札幌市社会福祉協議会（以下、市社協という）に貸付申請がされます。市社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

< 申込から返還免除までの流れ >



2 申込みについて

(1) 申込者の要件（次の要件をすべて満たしていること）

- ① 市内及び札幌市に隣接する市町村に所在地のある養成施設、または当該養成施設がその他の施設と連携した通信教育等に在学している、もしくは高等学校に在学中で新年度から入学する予定の方
- ② 学業が優秀である方（高等学校又は専修学校高等課程の1年から申し込み時までの成績平均値が概ね3.5以上を目安とし、養成施設の長、もしくは高等学校長から推薦を受けた方）
- ③ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる方（※）
- ④ 他都道府県等が実施する保育士修学資金を借受けていない方
- ⑤ 高等学校在学中は、養成施設の合格通知書が届いた方
- ⑥ 卒業後、5年以上（中高年離職者の場合は3年以上）市内の保育所等にて保育の業務に従事する意思を有する方

（※）下表のとおり。

世帯人数	給与所得者	給与所得以外
3人以下	795万円	387万円
4人	851万円	443万円
5人	1,132万円	724万円

給与所得者の場合・・・所得証明書等における収入金額（控除前）

給与所得以外の場合・・・所得証明書などにおける所得金額

（独立行政法人日本学生支援機構における第一種奨学金の基準に準拠）

- (2) 中高年離職者
- ① 申込者が養成施設入学時点において45歳以上、かつ離職して2年以内の場合は、中高年離職者として扱います。
 - ② この場合、返還免除に関わる従事期間が3年間となります。
 - ③ 貸付決定した後に、中高年離職者として申告いただいても承認することはできません。
- (3) 未成年者
- ① 申込者が未成年者の場合は、貸付申込みに関して親権者の同意が必要となります。
 - ② 同意については、貸付申込書の「親権者の同意欄」に親権者ご自身による署名捺印があることをもって確認します。
- (4) 連帯保証人(次の要件を満たしている連帯保証人を1名立てなければならない)
- 【申請者が未成年の場合】**
- ① 親権者など法定代理人であること（所得税が課税されていること）。
 - ② 他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと。
- 【申請者が成人の場合】**
- ① 別世帯で自ら独立した生計を営む成人者であること（所得税が課税されていること）。
 - ② 他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと。
- (5) 申込方法
- ① 貸付申請書は、本会ホームページから入手してください。
 - ② 貸付申請書を記入の上、必要書類を添付して、定められた期日までに養成施設に提出してください。
※養成施設は、推薦ができる場合に限り、申請書類に推薦書を添付し市社協に貸付申請を行います。
 - ③ 養成施設への書類提出期限は、各養成施設にお問い合わせください。提出期限までに連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理されませんのでご了承ください。
- (6) 入学準備金及び就職準備金の申込について
- ① 入学準備金、就職準備金のみでの申請はできません。
 - ② 入学準備金は入学年次に、修学資金とあわせて申請してください。
 - ③ 就職準備金は卒業年次に、卒業見込証明書等を添付のうえ、養成校に申請してください。
 - ④ 貸付期間は最大2年間であるため、修学年数が3年以上の養成施設に在学している場合は、既に修学資金の貸与を受けている場合に限り、卒業年次に就職準備金のみでの申請を行うことができます。(例：4年生の学校の場合、1、2年生で修学資金の貸与を受け、4年生で就職準備金を申請)

(7) 貸付申請書類記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ② 申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。
- ③ 貸付申請書は、それぞれ借入申込者・連帯保証人・親権者ご自身による署名捺印をお願いします。

(8) 住民票について

- ①発行後3か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票で、世帯主の氏名、本籍、筆頭者、変更事項の省略のないものを提出してください。
- ②マイナンバーの記載のない住民票を提出してください（マイナンバーの記載のある住民票は受付できません）。

(9) その他

- ①本会が実施する各種貸付資金に滞納がある場合は申請できません。

3 貸付決定・交付について

(1) 借用証書の取り交わしについて

貸付を決定した場合は、借受人及び連帯保証人が市社協に来所し手続きを行います。

(2) 交付方法について

- ①年2回の分割交付となります。（4月、10月）
- ②初回は借用証書手続き後の送金となり、2回目以降は在学の確認を行ったうえで送金されます。

4 修学資金に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
養成施設に在学中・入学予定	資金の貸付を受けようとする時	1 申込者 ①保育士修学資金貸付申請書 ②同意書 ③養成施設の長、もしくは高等学校長の推薦書 ④高等学校在学中は、養成施設の合格通知書の写し ⑤住民票（マイナンバーの記載のないもの） ・世帯全員のもので省略していないもの ・発行後3ヶ月以内で、申請書に記入した現住所の住民票 ⑥所得を証明する書類（申込者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員について以下のいずれか一つを提出） ・源泉徴収票 ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの、もしくは受付印が無いものは「所得証明書（税額が記載されているもの）」） ⑦中高年離職者の場合は、離職して2年以内であることを証明する書類をいずれか一つ ・雇用被保険者離職証明書 ・離職先の会社等による離職証明書 2 連帯保証人 ①住民票（発行後3ヶ月以内で、申請書に記入した現住所の住民票で省略していないもの） ②所得を証明する書類 ・源泉徴収票 ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの、もしくは受付印が無いものは「所得証明書（税額が記載されているもの）」） ※申請者が未成年で、連帯保証人が同一世帯の親権者等の場合は2①、②の書類は不要です	第1号 第2号 第3号 — — — — — — — — —
	貸付決定を受けた時	①誓約書 ②振込口座届出書 ③借用証書（申請者が収入印紙を貼付）	第4号 第5号 第6号
	貸付を受けることを辞退する時	①辞退届	第7号
	在学中に定期的に提出	①就学確認書 ②在学証明書：年2回	第8号 —
	休学（復学）した時	①休学・復学・退学届	第9号
	退学した時	①休学・復学・退学届 ②返還協議書	第9号 第10号
	停学の処分を受けた時	①停学・退学処分届	第11号
	退学の処分を受けた時	①停学・退学処分届 ②返還協議書	第11号 第10号
	貸与契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	①修学資金返還猶予申請書 ②在学証明書	第12号 —
	卒業年次に就職準備金を申し込む場合	①就職準備金貸付申請書 ②卒業見込証明書等	第13号 —
	卒業した時	①卒業（修了）届 ②卒業証書または養成施設を修了したことが確認できる書類の写し	第14号 —

区分	事項	提出書類	様式
卒業後・就業後 (修学資金等の貸付が完了した者)	保育士登録をした時	①資格登録届 ②保育士証の写し	第15号 —
	保育士業務に従事した時	①業務開始届	第16号
	卒業後1年以内に保育士の登録をしなかった、若しくは免除対象となる業務(以下「免除対象業務という。」)に従事しなかった時	①返還協議書	第10号
	保育士登録を行った者が免除対象業務に従事することができなかつた場合で、卒業後2年以内に免除対象業務に従事する意思がある時	①修学資金返還猶予申請書	第12号
	業務従事中に定期的に提出	①年1回:就業証明書(4月) ②年1回:就業確認書(10月)	— 第17号
	引き続き5年(中高年は3年)間免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時	①修学資金返還債務免除申請書 ②業務従事期間証明書	第18号 第19号
	上記以外で、2年以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時	①修学資金返還債務免除申請書 ②返還協議書 ③業務廃止届 ④業務従事期間証明書	第18号 第10号 第20号 第19号
	修学資金の返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	①業務廃止届 ②返還協議書	第20号 第10号
	返還債務の免除を申請せず返還を希望する時	①返還協議書	第10号
卒業後・就業後	転職や異動等により、免除対象業務の施設等を変更した時	①業務従事施設等変更届 ②以前の勤務先で従事していたことを証明する書類 ③転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し ④業務従事期間証明書	第21号 — — 第19号
	死亡または障害、行方不明等により修学資金を返還することができなくなったとき	①死亡・行方不明等届 ②死亡届または住民票除票を添付	第22号 —
その他	住所または氏名を変更した時	①住所・氏名等変更届 ②転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付	第23号 —
	連帯保証人を変更したい時	①連帯保証人変更届 ②連帯保証人の住民票・印鑑証明書	第24号 —
	連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	①連帯保証人住所・氏名等変更届 ②転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付	第25号 —

※貸与中又は卒業後に住所や氏名を変更した場合は、速やかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出するとともに、市社協まで連絡してください。特に、貸与中は修学資金の振込みができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

5 注意事項

(1) 決定番号について

市社協では貸付決定時に付した決定番号により、個人の貸付金の状況を管理しております。修学資金の貸与決定時に付与する決定番号は、修学資金に関するすべての手続が完了するまで（免除又は返還の終了まで）、忘れないようにしてください（他の奨学金の決定番号、卒業生番号、保育士証番号などと間違えないでください）。

(2) 返還の猶予期間中の転職について

別の保育所等に転職される場合、引き続き返還免除の期間として算入するためには、原則として、前の保育所等の退職月から3か月までに新しい業務に就業する必要があります。

《例》：2020年8月15日付けで退職した場合には、2020年11月30日までに業務に従事する必要があります。

転職先が免除対象の業務に該当するか否か分からない場合、業務を変更又は退職される場合は市社協まで連絡してください。

(3) 就業後の返還の猶予について

就業してから出産休暇・育児休暇など、就業先の規程により休職等される場合は、返還猶予の対象となりますが、必ず事前に市社協まで連絡してください。（ただし、その間を業務従事期間として算定することは出来ません。）なお、休職せず退職される場合には、返還となる場合がありますので必ず連絡してください。

6 返還免除対象となる施設（「従事先施設等」）一覧

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業
—	国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む）
児童福祉法	児童発達支援を行う施設等（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）、放課後等デイサービスを行う施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所に設けられた児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設（届出を行った施設、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設、病院内保育所運営事業の助成を受けている施設、国、都道府県または市町村が設置する施設）、企業主導型保育事業
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設（※）、認定こども園への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

（注）中高年離職者（入学時に45歳以上であって離職後2年以内の者）が、3年間での返還免除を受けるためには、その証明が必要となります。

（※）札幌市一時預かり事業の対象園として認定を受けている施設

様式第1号-1 (用紙 日本工業規格A4縦型)

保育士修学資金貸付申請書

養成施設				学科・課程・学年		
入学(予定)年月				養成施設の 卒業(予定)年月		
申込者	フリガナ			性別	<input type="checkbox"/> 中高年離職者	
	氏名			男・女		
	住所	〒				
	電話(自宅)		携帯電話			
	生年月日・高等学校名	(西暦) 年 月 日 (歳)				
(申込者が未成年者の場合は記載が必要) 親権者または未成年後見人	フリガナ			申請者との関係(続柄)		
	氏名					
	住所	〒				
	電話(自宅)		携帯電話			
	生年月日	(西暦) 年 月 日 (歳)				
	職業					
(申込者が未成年者の場合一人は親権者など法定代理人) 連帯保証人	フリガナ					
	氏名					
	住所	〒				
	電話(自宅)		携帯電話			
	生年月日	(西暦) 年 月 日 (歳)				
	申請者本人との関係 (続柄)					
	勤務先	(名称) (住所) 〒	(電話)			
	職業		年収			

様式第1号-2

修学費用	修学期間	年 月 ~ 年 月 (か月)		
	入学金 (初年度)	円	実習費	円
	授業料	円	その他	円
	教材費等	円		円
	施設費等	円		
			計	円
修学資金	借入期間	年 月 ~ 年 月 (か月)		
	借入金額	修学資金	円 (月額 円)	
		入学準備金(※)	円 (200,000円以内)	
		合計	円	
他の奨学金等の借入状況	名称			
	借入状況	借入中 ・ 申請中		
	借入合計額 (予定)	円		

〈 (※) 入学準備金の内訳 〉

	経費の内訳	金額
1		円 (@ ×)
2		円 (@ ×)
3		円 (@ ×)
4		円 (@ ×)
5		円 (@ ×)
	合計	円

※合計金額が、20万円以上になった場合は、20万円となります。

※養成施設の在學生は申込みできません。

様式第1号-3

生計を一にする家族の状況	家族の現住所		〒				
			電話 ()				
	氏名		続柄	生年月日	職業・学校	同居・別居の別	※前年の所得額
	1		本人				円
	2						円
	3						円
	4						円
	5						円
	6						円
						所得額合計	円
家庭の状況等							

※所得証明書等における収入金額（控除前）を記入

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

上記のとおり申込みます。

申込者氏名 _____ ㊟

(申込者が未成年者の場合、法定代理人の同意が必要となります。)

上記の申込みについて、同意します。

親権者または後見人氏名 _____ ㊟

親権者または後見人氏名 _____ ㊟

上記の申込みにより修学資金の貸付けを受けたときは、その返還について、連帯して債務を負担することを誓約します。

連帯保証人氏名 _____ ㊟

札幌市保育士修学資金等貸付事業に係る 同意書

- 1 私は、貴社会福祉協議会における個人情報の取扱いについて、理解しました。
- 2 私は、札幌市保育士修学資金等貸付事業の貸付相談において提供した個人情報について、必要な支援を受けるため、全国の社会福祉協議会、札幌市をはじめとする行政機関(福祉事務所を含む)、民生委員、関係機関等に対し、提供することに同意します。

【個人情報の内容】

- ・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ・健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ・就労、通学、通所状況に関する情報
- ・収入(課税状況など)、資産、債務等経済的状況
- ・福祉制度利用状況(生活保護の受給等)
- ・その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

- 3 私は、札幌市保育士修学資金等貸付事業の利用に伴い、申込書などの提出書類に記載した個人情報について、貴社会福祉協議会の規程に基づいて取扱われること同意します。
- 4 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私または私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
(暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2項にある「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不当行為を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。)

札幌市(区)社会福祉協議会長 様
札幌市長 様

年 月 日

借受人氏名 _____ (印)

連帯保証人氏名 _____ (印)

札幌市保育士修学資金等貸付事業の 申込・利用に係る個人情報の取り扱いについて

- 本貸付は、新たに保育士として稼働をすることが出来る方、また潜在保育士の稼働を可能とすることを目的に、低所得者等の方々へ資金をお貸しいたします。なお、目的を達成するために下記に記載している行政関係機関と適切な連絡調整を行うため、また制度要綱に沿った適正な事業を行うため、お預かりいたしました個人情報を行政関係機関と共有する場合があります。
- お預かりいたしました個人情報の共有に際しては、個人情報保護法及び個人情報保護規程に基づき適正かつ厳正に管理いたします。

【札幌市社会福祉協議会 個人情報保護規程 (抜粋)】

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(後略)

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(中略)

(3)個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(後略)

(利用目的外の利用の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

(中略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(後略)

(取得の制限)

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

(中略)

3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(後略)

(個人データの第三者提供)

第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(以下、後略)

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

推 薦 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

（養成施設・高等学校）

所在地 〒

名称

長の職名及び氏名

印

下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として、成績及び経済状況等が適格であると認められるので推薦いたします。

養成施設・ 高等学校名		申込者氏名	
(推薦理由)			

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付規程を守り、養成施設を卒業後、市内において同規程第10条第1項に規定する施設において児童の保護等に従事することを誓います。

なお、修学資金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。

決定番号

住 所

氏 名

⑩

私は、修学資金については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所

連帯保証人 氏 名

本人との続柄(関係)

電話番号

⑩

様式第5号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

振 込 口 座 届 出 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電 話

印

保育士修学資金の貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

届出区分
新規・変更

振込先口座	金融機関名	銀 行 信用金庫							本店 支店	
	金融機関コード					支店コード				
	預金口座 番号に○をつけてください	1 普通	口座番号							
		2 当座								
口座名義	フリガナ									
	氏 名	(姓)				(名)				

※口座番号は、右詰で記入すること

※振込口座は、就学生本人名義に限ります

※口座名義、口座番号確認のため、通帳の写しを添付すること

様式第 6 号－ 1 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)・表面

借 用 証 書

借用金額	金 円
------	-----

(収入印紙貼付)
契約金額が
1 万円超 10 万円以下のもの 200 円
10 万円超 50 万円以下のもの 400 円
50 万円超 100 万円以下のもの 1000 円
100 万円超 500 万円以下のもの 2,000 円

割印

当該債務における返済の極度額は、元本の金額に加え、返済が延滞した場合に発生する利息額を含めた金額となります。

私は、上記のとおり保育士修学資金を借用しました。この資金は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に従い返還します。

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名

実印

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。

連帯保証人 住 所
氏 名

実印

(注)連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

(確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく市社協に届け出る
こと。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき
 - (6) その他変更事項があったとき

- 2 市社協は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
 - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

- 3 市社協と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、市社協を管轄とする裁判所を合意裁判所とする。

- 4 返還期間内に返還されない場合は、延滞日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収します。

上記確認事項について承諾しました。

年 月 日

借入申込者氏名

実印

連帯保証人氏名

実印

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

電話番号

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金の貸付けを受けることを辞退するので、届け出ます。

貸付期間	年 月～ 年 月 (年 か月)	貸付決定額	円
交付済期間	年 月～ 年 月 (年 か月)	交付済額	円
辞退	貸付金について 年 月分の交付から辞退します。		
理由			

※ 貸付金の辞退により貸付けが終了すると、終了した月の翌月より返還が始まります。
 辞退後も引き続き養成施設に在学される場合は、返還猶予が可能ですので、あわせて手続きをしてください。

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

就 学 確 認 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

氏 名

㊞

現在、次のとおり就学を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日 (才)	
住所	〒		電話	固定 携帯
養成施設名				学年
養成施設 所在地	〒		電話	
修学資金 貸付期間	年 月 日 ~		年 月 日	
特記事項				

様式第9号（用紙 日本工業規格A4縦型）

休学・復学・退学届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所

氏 名
電話番号

㊞

年 月 日 から休学
に復学
に退学 したので、届け出ます。

上記のとおり 休学
復学
退学 したことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称
及び所在地
養成施設の長（氏名）

㊞

様式第10号（用紙 日本工業規格A4縦型）

返 還 協 議 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

貸付けを受けた社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金について、下記のとおり返還を希望します。

在学中または卒業した 養成施設の名称		貸付 決定日	年 月 日
貸 付 金 額	元金 円		
貸 付 期 間	年 月 から 年 月まで		
返還理由発生年月	年 月	返還 理由	
返 還 期 間 (貸付期間の2倍 に相当する期間内)	年 月 から 年 月まで (回)		
返 還 方 法	月賦	半年賦	一 括
1 回 の 返 還 金 額	円		

様式第11号（用紙 日本工業規格A4縦型）

停学・退学処分届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

年 月 日に 停学
退学 の処分を受けたので、届け出ます。

上記のとおり 停学
退学 の処分をしたことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

及 び 所 在 地

養成施設の長（氏名）

㊞

様式第12号（用紙 日本工業規格A4縦型）

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

電話番号

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた 資金の種類 (〇をつけてください)	入学準備金	入学年月日	年	月	日
	就職準備金	卒業年月日	年	月	日
借入金額	元金 円				
返還残額	元金 円				
猶予を受けようとする期間	年 月 から 年 月まで (か月)				
猶予申請の理由	1 貸付契約解除後・貸付期間終了後も引き続き当該養成施設に在学している				
	学校名	年制	年制	学年	年
	入学日	年 月 日	卒業見込年月	年 月 日	
	2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある いつからどのような状況なのか詳しく記載してください 〔 〕				
3 養成施設卒業後規定された業務に従事することができなかったが、卒業後2年以内に規定する業務に従事する意志がある。					

様式第13号（用紙 日本工業規格A4縦型）

就 職 準 備 金 貸 付 申 請 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

保育士修学資金のうち、就職準備金を申込みます。

養成施設名	(学年)	養成施設 入学日	年 月 日
就職準備金 借入申請額	円 (上限200,000円)		
修学資金借入期間	年 月 から 年 月まで		
修学資金借入金額	円		

	使 途	金 額
就職準備金の使途		円
		円
		円
		円
		円

※添付書類として、養成施設が発行する卒業見込証明書等が必要です。

※使途の例：

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先への賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 等

様式第14号（用紙 日本工業規格A4縦型）

卒業（修了）届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

次のとおり養成施設を卒業したので、届け出ます。

1 養成施設の名称

2 卒業年月日 年 月 日

上記のとおり卒業したことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

及び所在地

養成施設の長（氏名）

㊞

※卒業証明書（修了証書）の写しを添付してください。

様式第15号（用紙 日本工業規格A4縦型）

資格登録届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり保育士登録をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号

※保育士証の写しを添付してください。

様式第16号（用紙 日本工業規格A4縦型）

業 務 開 始 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり規定された業務を開始したので、届け出ます。

- 1 業務開始年月日 年 月 日
- 2 業務に従事する施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	〒 電話番号
職 種	
勤務時間	週 時間

上記のとおり業務を開始したことを証明します。

年 月 日

施設等の名称

及び所在地

施設等の長（氏名）

印

様式第17号（用紙 日本工業規格A4縦型）

就 業 確 認 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

現在、次のとおり就業を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日 (才)	
住所	〒		電話	固定 携帯
施設等 名称			種別	
施設等 所在地	〒		電話	
就業期間	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 (うち、休職期間) (現在の職場での就業期間) ____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む			
就業時間	1週間あたり 時間 (時~ 時 : 日)			
職 種・ 内 容				
特記事項				

様式第18号(用紙 日本工業規格A4縦型)

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊟

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

卒業した養成施設 の名称	養成施設卒業年月日	年 月 日
	保育士登録年月日	年 月 日
貸付けを受けた 金 額	円	
返 還 済 額	円	
未 返 還 額	円	
免 除 申 請 額	円	
免除申請の理由		
規定された業務に従事した 施設等の名称	職 種	業務に従事した期間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第19号（用紙 日本工業規格A4縦型）

業務従事期間証明書

氏名	
採用年月日	年 月 日
雇用形態	正職員・常勤(正職員以外)・非常勤・パート・アルバイト・日雇い
業務内容 (詳細に)	
施設等種別・職種	
勤務地	〒
勤務日数 (基本勤務時間)	1週間あたり _____ 時間勤務 (_____ 時 ~ _____ 時、 _____ 日)
業務従事期間	<p>_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで</p> <p>(うち、休職期間)</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで</p> <p>※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む</p>
<p>上記の者が記載した条件で業務に従事していたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(雇用主) 施設名</p> <p>住 所</p> <p>施設長名 _____ ㊞</p> <p>電話番号</p>	

※ 勤務地は、札幌市内の指定施設である場合に限りです。

※ 対象施設の勤務が複数ある場合は、施設ごとに書類が必要となります。

様式第20号（用紙 日本工業規格A4縦型）

業 務 廃 止 届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

次のとおり規定された業務に従事しなくなったので、届け出ます。

1 業務廃止年月日 年 月 日

2 業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	〒 電話番号
職 種	

※ 様式第19号「業務従事期間証明書」を添付してください。

様式第21号（用紙 日本工業規格A4縦型）

業務従事施設等変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり業務に従事する施設等または職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施設等の名称		
施設等の所在地	〒	〒
職 種		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 様式第19号「業務従事期間証明書」
- (2) 転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し

様式第22号（用紙 日本工業規格A4縦型）

死亡・行方不明等届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

(届出者)

氏 名

印

(続柄)

住 所

電話番号

次のとおり社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金の貸付けを受けた者の状況を報告します。

1 貸付けを受けた者（借受人・連帯保証人）

決 定 番 号	
住 所	〒
氏 名	
貸付けを受けた時の 養成施設の名称	

2 死亡等の日 年 月 日

※死亡届（写）または住民票除票（マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。

様式第23号（用紙 日本工業規格A4縦型）

住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊟

次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

様式第24号（用紙 日本工業規格A4縦型）

連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

1 新連帯保証人情報

フリガナ				固定	
氏名		男・女	電話	携帯	
住所	〒 -				申込者との関係
生年月日	年 月 日(歳)	世帯人数	人	前年收入	約 万円
勤務先名称			勤務先住所		

2 変更理由

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会保育士修学資金について、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏 名

実印

様式第25号（用紙 日本工業規格A4縦型）

連帯保証人 住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり連帯保証人の状況に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
フリガナ 氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

《 お問い合わせ先 / 事務局 》

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

地域福祉課生活福祉係（保育士関係資金担当）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1

電話 (011) 614-0169 / FAX (011) 614-1109

URL : <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/>